

公 告 第 8 1 9 号

令和 2 年 1 1 月 1 日

被保険者 各位

東海地区石油業健康保険組合

理事長 山本 浩嗣



### 令和 3 年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

健康保険法第 4 7 条（任意継続被保険者の標準報酬月額）の規定による当健康保険組合の令和 2 年 9 月 3 0 日現在における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（平均標準報酬月額）及び令和 3 年度の標準報酬月額は下記のとおりであることを公告します。

#### 記

- |                                |                                    |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 1. 令和 2 年 9 月 3 0 日現在の平均標準報酬月額 | 3 3 1, 1 4 9 円                     |
| 2. 令和 3 年度における標準報酬月額           | 3 4 0, 0 0 0 円                     |
| 3. 適用期間                        | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで |

以上